

# 農林水産省政策評価基本計画

令和8年6月5日

農林水産省

# 目次

農林水産省政策評価基本計画の位置付け	1
第1 計画期間	1
第2 政策評価の実施に関する方針	1
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策評価の基本的な方式	
第3 政策評価の観点に関する事項	3
第4 政策効果の把握に関する事項	3
第5 政策評価の実施体制に関する事項	5
1 農林水産省の主要な政策	
2 公共事業	
3 研究開発	
4 規制	
5 租税特別措置等	
第6 政策評価の実施に関する事項	6
1 農林水産省の主要な政策	
2 公共事業	
3 研究開発	
4 規制	
5 租税特別措置等	
第7 事前評価の実施に関する事項	10
1 公共事業	
2 研究開発	
3 規制	
4 租税特別措置等	
第8 事後評価の実施に関する事項	12
1 農林水産省の主要な政策	
2 公共事業	
3 研究開発	
4 規制	
5 租税特別措置等	
6 その他の政策	
第9 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	16
第10 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	17
第11 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項	18
第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項	18
1 評価手法の改善等	
2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	
3 その他の事項	

# 農林水産省政策評価基本計画

## 農林水産省政策評価基本計画の位置付け

国の行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の下で、行政機関の政策について適時に効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を図っている。

この計画は、政策評価法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、農林水産省が行う政策評価の実施に関する方針、政策への反映、情報の公開、実施体制などの基本的事項について定めるものである。

## 第1 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

## 第2 政策評価の実施に関する方針

### 1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

農林水産省における政策評価は、農林水産省が、その所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性その他当該政策の特性に応じた必要な観点から、自ら評価を行うものである。加えて、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現を目的として実施するものとする。

このような政策評価の目的を踏まえ、農林水産省においては、根拠に基づく政策立案（EBPM: Evidence-Based Policy Making）の推進を図るべく、政策効果に着目した達成すべき目標の設定と、データの活用に基づく政策評価に積極的に取り組むこととする。また、「行政事業レビュー」とも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

政策評価の実施に当たっては、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化す

るために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に取り組むものとする。また、政策評価を、P D C Aを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことにより、政策の見直しや改善を含む意思決定過程における活用を推進するものとする。

主な対象政策ごとの評価に対する基本的な考え方は、次のとおりである。

① 農林水産省の主要な政策の評価

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）及び水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく各基本計画を踏まえ、政策分野の分類を示した政策体系を明らかにした上で、政策分野ごとに事後に評価を行う。あらかじめ目標を設定し、定期的にその目標に対する実績を測定するとともに目標の達成状況について評価することを基本とする。これにより、継続的に政策の効果を測定・評価し、評価結果を速やかに政策の企画立案及び実施に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民に分かりやすく示され、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。

② 公共事業の個々の事業の評価

個々の事業の採否の決定や見直し等に資するものであり、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、評価時期は、事前、期中及び完了後とする。

③ 研究開発の個々の研究開発課題等の評価

個々の研究開発課題等の採否や継続等の方針の決定に資するものであり、その研究開発課題等実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、評価時期は、事前、期中及び終了時とする。

④ 規制の新設又は改廃に係る政策の評価

規制（行政目的のために国民の権利を制限し、又は国民に義務を課すものをいう。以下同じ。）の新設又は改廃によって発生する効果や負担の評価を行うものであり、政策の意思決定や国民への説明に資する観点から、評価時期は、事前及び事後とする。評価に当たっては、国民への権利や義務の賦課が必要以上に行われていないかに留意しながら、公正・客観的なデータや情報に基づいて適切に取り組むものとする。

⑤ 租税特別措置等に係る政策の評価

国税における租税特別措置、地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）の透明化及び適宜、適切な見直しに資する観点から、評価時期は、事前及び事後とする。国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、農林水産省内における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられるよう適切に取り組むものとする。

## 2 政策評価の基本的な方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて目的に合致するように、基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」その他政策の特性に応じた適切な方式を用いるものとする。なお、各方式の具体的内容及び評価に当たっての留意点については「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえるものとする。

## 第 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価においては、必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、必要に応じて公平性又は優先性の観点から評価を行うことを基本として、政策の特性、評価方式等に応じて適切な観点を選択する。

## 第 4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、定量的に把握することを基本とする。他方、定量的な把握が困難である場合には、定性的に把握する手法を用いることとするが、可能な限り客観的な情報・データや事実を活用するものとする。政策効果の把握に関する手法については、いまだ十分に確立されていないことに鑑み、試行錯誤をおそれずに実施するとともに、改善に努める。

評価の過程で使用した情報・データ等については、国民からの検証可能性を確保するため、適切に保存するとともに、その概要又はその所在に関する情報を明らかにする。

なお、補助事業等事業実施主体が国ではない政策については、国が評価を行うに当たり、政策効果の把握について事業実施主体等の協力を得る必要がある。その場合、必要な情報・データ等の収集・報告の方法等を一連の事業実施手続に組み込むなど、効率的・効果的な把握に努めるとともに、関係者の理解が得られる範囲内で適切な把握に努めるものとする。

公共事業及び研究開発の評価は、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

### ① 公共事業の評価における政策効果の把握

事前の評価については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用

対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

## ② 研究開発の評価における政策効果の把握

事前の評価については、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、研究開発課題決定前の段階において、研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画、実施体制等の妥当性について把握する。

期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。

終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発の在り方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、効果を把握する。



## 1 農林水産省の主要な政策

主要な政策の評価は、広報評価課の総括の下、各局庁の政策評価担当課が実施するほか、必要に応じ、適切な実施体制を整備して行う。

## 2 公共事業

公共事業の評価は、広報評価課の総括の下、事業ごとに事業を主管する課（以下「事業主管課」という。）が実施する。また、各局庁の政策評価担当課は、広報評価課との連絡調整を行う。

## 3 研究開発

研究開発の評価は、農林水産技術会議が実施する。その際、広報評価課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の評価の庶務を処理する。

## 4 規制

規制の評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに該当する法律又は政令を所管する課（以下「法令所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、大臣官房文書課（以下「文書課」という。）と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。また、各局庁の政策評価担当課は、広報評価課との連絡調整を行う。

## 5 租税特別措置等

租税特別措置等の評価は、租税特別措置等を所管する課（以下「租税特別措置等所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、経営局総務課と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。また、各局庁の政策評価担当課は、広報評価課との連絡調整を行う。

# 第6 政策評価の実施に関する事項

農林水産省は、対象政策ごとに次のとおり評価を実施する。なお、「事前評価」、「事後評価」とは政策評価法第5条第2項第4号及び第5号に定めるものをいう。

## 1 農林水産省の主要な政策

### (1) 評価の対象

農政、林政及び水産行政に係る主要施策を政策分野に分類し、その政策分野ごとに評価を行う。

### (2) 取組方針

ア 農林水産省の使命、政策目標が、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及びこれらに基づく基本計画により与えられていることに鑑み、これら

基本法・基本計画の進捗状況を見ることを旨とする。

- イ 職員の意識改革をより効果的に図るため、自己評価を基本とし、第三者等の意見を聴くことにより客観性の担保を図る。また、資料等の公開を積極的に行うことにより、透明性を確保する。
- ウ 農政分野においては食料・農業・農村基本法に基づく基本計画、林政分野においては森林・林業基本法に基づく基本計画において施策の有効性を示すK P I等が設定されることから、その実績値の把握、検証を評価の実施に代えることとする。
- エ 水産行政分野においては、政策の結果として国民にどのような成果をもたらされるのか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を行い、その効果を定量的に把握し、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うことを基本とする。また、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供するのか（アウトプット）に着目した目標設定を行うこともできる。
- オ 定量的な把握が困難である場合には、定性的に把握する手法を用いることとするが、可能な限り客観的な情報・データや事実を活用するものとする。
- カ 政策評価以外の評価関連作業（評価結果等が記載された審議会答申、各種計画のフォローアップ、行政事業レビューシート等）から得られる情報が政策評価結果と内容が重複、あるいは評価に活用できる場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨する。
- キ 政策効果の把握に当たっては、要因の分析を十分に行うため、目標値以外の関連情報の収集にも努める。
- ク 評価結果については、単に数値の高低のみに拘泥することなく、より有効な改善・見直しの方向の提示に資する観点から、十分な要因の分析を行う。
- ケ P D C Aのサイクルを徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

## 2 公共事業

### (1) 評価の実施単位

評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては、実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それらの効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

### (2) 評価手順の設定

ア 事業主管課は、評価に係る要領等を定め、以下の事項と併せ、毎年度、各局庁の政策評価担当課に提出する。ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領等を提出する。また、この際、以下の事項について報告する。

- ① 事業の評価実施主体
- ② 当該事業の評価に係る主要な予定及び前年実績
- ③ 当該年度に評価を行う実施地区の名称等

イ 各局庁の政策評価担当課は、評価に関する作業予定について事業主管課と調整を行い、要領等を広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

### (3) 評価の実施

ア 事業主管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 事業主管課は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

## 3 研究開発

### (1) 評価手順の設定

ア 農林水産技術会議は、評価に係る要領等を定め、農林水産技術会議事務局は、当該要領等を以下の事項と併せ、毎年度、広報評価課に提出する。ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領等を提出し、その際、以下の事項について報告する。

- ① 評価対象研究開発の主管課
- ② 研究開発の評価に係る主要な予定及び前年実績
- ③ 当該年度に評価を行う評価対象研究開発

イ 広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

### (2) 評価の実施

ア 農林水産技術会議事務局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 農林水産技術会議事務局は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

## 4 規制

### (1) 評価の実施単位

事前評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに行う。なお、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位(ユニット)で評価を行う。また、当該政策が、政策評価法上の事前評価を義務付けられる規制に該当するか否か

については、法令所管課が判断するものとする。  
事後評価は、事前評価の単位により実施する。

## (2) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、法令所管課と調整の上、定める。

## (3) 評価の実施

ア 法令所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性及び評価の客観性を確保する観点から審査を行った上で文書課に回送し、文書課は、規制の新設・改廃の法令上の妥当性を確保する観点から審査を行う。

イ 法令所管課は、文書課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、事前評価書の公表の時期は、法律案については閣議決定の日まで、政令案については行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「パブリック・コメント」という。）時（パブリック・コメントの適用除外のものについては閣議決定の日まで）とする。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。なお、パブリック・コメント制度が適用される政令案による場合は、e-Govのウェブサイトにおいてパブリック・コメントに付される政令案の「関連資料」とする。

事後評価書の公表の時期は、広報評価課と協議して決定するものとする。

# 5 租税特別措置等

## (1) 評価の実施単位

事前評価は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等ごととし、事後評価は、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

## (2) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、経営局総務課と調整の上、定める。

## (3) 評価の実施

ア 租税特別措置等所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。

イ 広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から審査を行う。

ウ 租税特別措置等所管課は、経営局総務課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時までとする。ただし、税制改正要望の段階で要望の内容を具体化することが困難な場合を除く。

## 第7 事前評価の実施に関する事項

農林水産省は、公共事業、研究開発、規制及び租税特別措置等を対象に、事前評価を次のとおり事業評価方式により実施する。

### 1 公共事業

#### (1) 評価の対象

政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。

なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、公共事業の評価の対象としない。このことについては、公共事業の事後評価においても同様とする。

#### (2) 実施時期

新たに事業を採択する時までには評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までには評価を実施する。

#### (3) 取組方針

ア 以下の事項等につき、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 事業の必要性
- ② 事業の効率性（費用対効果）
- ③ 事業の有効性
- ④ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

イ 費用対効果分析その他の手法により、政策効果を定量的に測定・把握するに当たっては、特に以下の事項に留意し、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

なお、このことについては、公共事業の事後評価においても適用する。

- ① 費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比をもって表示する。
- ② 効果は、可能な限り貨幣化する。
- ③ 効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、同一の効果についての重複計測は、排除する。
- ④ 費用及び効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行う。
- ⑤ 評価の対象期間は、事業の整備対象施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して設定する。

ウ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善に当たっては、第9で定める技術検討会等を活用する。

## 2 研究開発

### (1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題、国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題及び産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）のうち、総事業費10億円以上のものを対象とする。

### (2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までには評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までには評価を実施する。

### (3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性・達成可能性
- ⑤ 研究成果の取扱い

## 3 規制

### (1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策を対象とする。

### (2) 実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、法律案の閣議決定の日までに、政令による場合には、パブリック・コメント時（パブリック・コメントの適用除外のものについては閣議決定の日まで）に公表できるよう評価を実施する。なお、パブリック・コメント制度が適用される政令案による場合は、e-Govのウェブサイトにおいてパブリック・コメントに付される政令案の「関連資料」とする。

### (3) 取組方針

規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ費用と便益を可能な限り定量化（金銭価値化する場合も含む。）して分析することとする。ただし、定量化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することとする。

- ① 規制の必要性・有効性

- ② 規制の妥当性
- ③ 効果（課題の解消・予防）の把握
- ④ 負担の把握
- ⑤ 利害関係者からの意見聴取
- ⑥ 事後評価の実施時期

## 4 租税特別措置等

### （1）評価の対象

租税特別措置等に係る政策のうち、政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに基本方針I 4キにより評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

### （2）実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時までに評価を実施する。

### （3）取組方針

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 他の政策手段と比しての相当性

## 第8 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、対象政策ごとに、次のとおり事後評価を実施する。

また、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業についても、事後評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、政策評価法第7条第2項第3号に区分される評価として、適切に実施する。

### 1 農林水産省の主要な政策

事後評価の実施に当たり、政策分野の分類（政策体系）、評価の手順、実施方法等については、農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）において示すこ

ととする。

## 2 公共事業

期中の評価及び完了後の評価を事業評価方式により実施する。

### (1) 期中の評価

#### ア 評価の対象

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、実施計画において示すこととする。

#### イ 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

#### ウ 取組方針

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の事項等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の進捗状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）

### (2) 完了後の評価

#### ア 評価の対象

原則として、施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とし、実施計画において示すこととする。ただし、完了後の評価については政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

#### イ 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

## ウ 取組方針

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の事項等について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

## 3 研究開発

期中の評価及び終了時の評価を事業評価方式により実施する。

### (1) 期中の評価

#### ア 評価の対象

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題、国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題及び研究制度のうち、未着手及び未了のものを対象とし、実施計画において示すこととする。

#### イ 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の研究開発課題及び研究制度にあつては、当該事業の決定から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の研究開発課題及び研究制度にあつては、当該事業の決定から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる研究開発課題及び研究制度が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

#### ウ 取組方針

期中の評価に当たっては、以下の事項等について点検し、プロジェクト研究等の成果、課題全体の構成、課題内容等について評価し、当該プロジェクト研究等の各課題の継続の方針を決定する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した（する）研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の達成度、今後の達成可能性
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

## (2) 終了時の評価

### ア 評価の対象

以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とし、実施計画において示すこととする。

- ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題
- ② 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題
- ③ 研究制度

### イ 実施時期

アの①及び③については終了年度の前年度、アの②については終了年度に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

### ウ 取組方針

終了時の評価に当たっては、以下の事項等について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の達成度・今後の達成可能性
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

## 4 規制

事業評価方式により実施する。

### (1) 評価の対象

事前評価を実施した規制の新設又は改廃に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

### (2) 実施時期

事前評価において示した事後評価の実施時期等を踏まえ、評価を実施する。

### (3) 取組方針

規制の政策評価の実施に関するガイドラインを踏まえ、新設又は改廃された規制を引き続き継続すべきか否かを検討する。その際には、事前評価に対する指摘事項への対応状況、事前評価時の推計値と事後評価時の実績値が大きく異なった指標の差異分析、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえた上で、今後の対応を判断する。

## 5 租税特別措置等

事業評価方式により実施する。

### (1) 評価の対象

基本方針 I 5カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

### (2) 実施時期

基本方針 I 5カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、3年から5年に1回の頻度で定期的に評価を実施する。なお、これらの回数には、事前評価を含むものとする。

### (3) 取組方針

租特ガイドラインを踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

## 6 その他の政策

その他の政策の評価を行う場合には、実施計画において示すこととする。

## 第9 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 政策評価法第3条第2項第2号により、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、農林水産省政策評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を開催して意見を聴取する方法により学識経験を有する者の知見を活用する。ただし、政策効果の把握、分析、その結果等について、別途審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条及び第54条の審議会等をいう。）において意見を聴取済みである場合は、第三者委員会の開催に代えることができる。
- 2 第三者委員会は、農林水産大臣が委嘱した委員により構成する。
- 3 農林水産省各局庁の長及び地方支分部局の長は、技術的・専門的な知見が必要な場合、1の規定にかかわらず、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、第三者から成る技術検討会又は次に掲げる方法により、第三者等の知見の活用を図ること

ができる。

- ① 学識経験者等からの意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される研究会等の開催
- ③ 外部研究機関等の活用

4 3の技術検討会は、各局庁の長及び地方支分部局の長が開催する。

5 第三者委員会及び3の技術検討会の運営等に関し必要な事項については、別紙2のとおりとする。

## 第10 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

個別の政策を所管する課及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する農林水産省全体の調整を担当する課をいう。以下同じ。）は、政策評価の結果を政策の企画立案（予算要求、組織・定員要求、法令等による制度の新設又は改廃、各種計画の策定等）及び実施に適切に反映するものとする。

政策評価の結果の政策への反映に当たっては、概算要求、税制改正要望等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。

- 1 政策評価を実施した部局は、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価結果反映状況案を作成し、広報評価課に提出する。
- 2 広報評価課は、政策評価結果反映状況案について、評価結果が政策に反映されているか等を審査し、農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局、各局庁の政策評価担当課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。
- 3 公共事業及び研究開発の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究開発課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。
- 4 評価結果を適切に政策に反映するよう、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく各基本計画の策定等、重要な政策決定が行われる際には、広報評価課と関係する課との連携の強化を図り、可能な限り評価結果に基づいた議論を行う。また、概算要求、税制改正要望等についても関係部局の連携を強化する。

## 第11 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 政策評価法第10条に規定する評価書の作成及び公表並びに第11条に規定する政策への反映状況の通知及び公表に当たっては、迅速かつ分かりやすく国民に周知するものとする。
- 2 政策評価に関する公表は、農林水産省ウェブサイトへの掲載、報道発表等、国民が容易に公表内容入手できる方法で行うものとする。
- 3 評価結果の公表に当たっては、政策評価の透明性や国民からの検証可能性を確保する観点から、学識経験を有する者の知見を活用した際の資料及び議事録をはじめとした関連文書、評価の過程で使用した情報・データの概要又はその所在に関する情報、第三者等から聴取した意見とその反映内容も併せて公表する。

## 第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

### 1 評価手法の改善等

- (1) 我が国においては、政策評価の評価手法がまだ十分に確立されていないことに鑑み、試行錯誤をおそれずに実施し、改善に努めていくものとする。
- (2) 広報評価課は、各局庁の政策評価担当課、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画を所管する課、事業主管課、農林水産技術会議事務局と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施する。その際、農林水産政策研究所は、関係する課と連携し、政策評価に関する調査研究について積極的に取り組むものとする。
  - ① 政策目的により合致し又は政策効果に着目した定量的な目標の設定
  - ② 政策分野の特性により適した評価手法等の開発
  - ③ 政府全体で行う政策評価との整合性の確保
  - ④ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の評価に係る手法の改善
  - ⑤ 研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについて、そのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善
- (3) 評価手法等の改善を検討するに当たっては、国民の意見を踏まえるほか、学識経験を有する者の知見を活用する。

## 2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課に置くものとし、文書によるほか、農林水産省ウェブサイトにおいても常時受け付ける。

また、寄せられた意見・要望については、必要な措置を講ずるとともに、その結果を、農林水産省ウェブサイト上において公表する。

## 3 その他の事項

(1) 政策評価を効率的・効果的に機能させていくため、政策評価を担当する職員の人材の確保と評価能力の向上に積極的に取り組む。

(2) この計画に定めるもののほか、具体的な評価対象の選定など毎年の評価の実施の詳細については、別に定める。

また、公共事業又は研究開発について、評価手法、評価の実施手順等を総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続については、第6の2の公共事業及び3の研究開発に関する規定を準用する。

## 公共事業及び研究開発の評価結果の公表時期

	公共事業	研究開発
事前評価	原則として、事業を採択する時とする。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。	原則として、研究開発課題を採択する時とする。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。
期中の評価	原則として、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外の事業については3月末とする。	原則として、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外の研究開発課題及び研究制度については3月末とする。
完了後の評価 (終了時の評価)	原則として、国及び独立行政法人が事業実施主体となる事業については8月末とし、これ以外が事業実施主体となる事業については3月末とする。	原則として、3月末とする。

## 農林水産省政策評価第三者委員会等について

### 第1 農林水産省政策評価第三者委員会

#### 1 委員構成

- (1) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、第三者である農林水産業関係者、政策評価関係者、消費者、産業界関係者、マスコミ関係者、公認会計士、弁護士等のうちから選任する10名以内の委員により構成する。
- (2) 委員からの要請により参考人を招致することができる。

#### 2 委員の任期及び選任の基本原則

- (1) 委員は、非常勤とする。
- (2) 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 経済・社会全般、食料・農業・農村、林野、水産等の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- (4) 原則として、委員に占める女性の比率を40%以上とする。
- (5) 委嘱時において、70歳以上の者は選任しない。
- (6) 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- (7) 国又は都道府県その他の関係行政機関に属する者は選任しない。
- (8) 委嘱時において、3を超える審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は選任しない。
- (9) 委員が任期中に（7）又は（8）の規定により委員に選任できない者に該当するに至ったときは、その委員を解任する。

#### 3 運営

- (1) 農林水産省政策評価第三者委員会の運営に関する事務は、広報評価課が行う。
- (2) 会議は、公開とする。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 会議の資料は、会議終了後、農林水産省ウェブサイト等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該決定・公表の後とする。
- (4) 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、農林水産省ウェブサイト等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該決定・公表の後とする。

(5) (2) から (4) までの規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害する場合（害するおそれのある場合を含む。）、企業秘密に触れる場合（触れるおそれがある場合を含む。）等は、委員の了承を得た上で会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

## 第2 技術検討会

- 1 各局庁の長及び地方支分部局の長は、政策評価に当たり技術的・専門的な知見が必要な場合、第三者から成る技術検討会を事務的に開催することができる。
- 2 委員の選任に当たっては、技術的・専門的な知見を有する者が多くないことが想定されることから、第1の2の規定を基本としつつ、学識経験者、公認会計士等から6名以内の委員を選任するよう努める。
- 3 技術検討会の運営に当たっては、第1の3の(2)から(5)までの規定を準用する。
- 4 各局庁の長及び地方支分部局の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して技術検討会の開催及び運営を行うことができる。
- 5 農林水産省政策評価第三者委員会の委員は、技術検討会に参加することができる。
- 6 技術検討会の委員及び運営の詳細については、各局庁の長及び地方支分部局の長が別に定めるものとする。